

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(抄) 新旧対照表

改正前 (平成 29 年 12 月 12 日通知)	改正後 (令和 3 年 3 月 31 日通知) 改正部分
<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>第一 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。) 改正の趣旨について</p> <p>(略)</p> <p>第二 市町村における包括的な支援体制の整備について</p> <p>(略)</p> <p>第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。 また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。 今般の法改正により、地域福祉(支援)計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。</p> <p>1 市町村地域福祉計画 (略)</p> <p>2 都道府県地域福祉支援計画 (1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ○ 都道府県地域福祉支援計画 (以下「支援計画」という。) に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項の 5 つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら 5 つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにもその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。</p> <p>① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>本事項は、今般の社会福祉法改正により、支援計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、支援計画に位置付けることとなる。 なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。 ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等) との連携に関する事項 ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等 イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的</p>	<p>はじめに</p> <p>(略)</p> <p>第一 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。) 改正の趣旨について (※なお、引用している社会福祉法の条項については、令和 2 年改正法が施行された令和 3 年 4 月 1 日以降のものである。)</p> <p>(略)</p> <p>第二 市町村における包括的な支援体制の整備について</p> <p>(略)</p> <p>第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。 また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。 平成 29 年改正法により、地域福祉 (支援) 計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されたとともに、令和 2 年改正法により法第 106 条の 3 第 1 項に規定する事業を実施している場合に限った記載事項としていた包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無の関わらず記載すべき事項とする改正がなされている。これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。</p> <p>1 市町村地域福祉計画 (略)</p> <p>2 都道府県地域福祉支援計画 (1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ○ 都道府県地域福祉支援計画 (以下「支援計画」という。) に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項の 5 つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら 5 つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにもその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。</p> <p>① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>本事項は、平成 29 年改正法により、支援計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、支援計画に位置付けることとなる。 なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。 ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等) との連携に関する事項 ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等 イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的</p>

<p>に取り組む分野に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策 <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等） <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対応する相談支援体制の在り方や、町村部における生活困窮者自立支援方策の在り方（自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓等の新たな社会資源の創出等） <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等 <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット法の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方 <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる） <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの 	<p>に取り組む分野に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策 <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等） <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対応する相談支援体制の在り方や、町村部における生活困窮者自立支援方策の在り方（自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓等の新たな社会資源の創出等） <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等 <u>さらに、令和2年改正社会福祉法を契機として発出された、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するため、福祉サービス事業所等に関して、定員基準、設備基準、報酬・委託費等との関係、施設整備等にかかる財産処分との関係等について整理を行っているため、これも十分参考とされたい。</u> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット法を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方 <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる） <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの
---	---

<p>必要な助言その他の援助の在り方</p> <p>コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方 <p>サ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止推進法の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む) <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理 <p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B (ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組 <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくり資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制 <p>タ 全庁的な体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備 <p>② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>ア 市町村に対する支援</p> <p>イ 市町村が実施する広域事業に対する支援</p> <p>ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築</p> <p>③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>○ 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修 ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修 <p>④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>○ 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等 ・ サービスの質の評価等の実施方策 ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保 ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保 <p>⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項</p>	<p>必要な助言その他の援助の在り方</p> <p>コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方 <p>サ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止推進法を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む) <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理 <p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B (ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組 <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくり資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制 <p>タ 全庁的な体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備 <p>② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>ア 市町村に対する支援</p> <p>イ 市町村が実施する広域事業に対する支援</p> <p>ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築</p> <p>③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>○ 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修 ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修 <p>④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>○ 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等 ・ サービスの質の評価等の実施方策 ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保 ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保 <p>⑤ 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項</p>
---	--

<p>ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築</p> <p>イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案</p> <p>ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>⑥ その他</p> <p>○ 都道府県社会福祉協議会の活性化等</p> <p>(2) 支援計画の基本姿勢</p> <p>○ 地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等を置かないことが適当である。</p> <p>(3) 支援計画策定の体制と過程</p> <p>① 都道府県行政内部の計画策定体制</p> <p>○ 支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。</p> <p>そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。</p> <p>○ なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所が行うなど、都道府県の福祉事務所及び保健所が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。</p> <p>○ この他、支援計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、支援計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を支援計画の策定委員にすることなども考えられる。</p> <p>○ なお、都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。</p> <p>他の福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられる。</p> <p>② 地域福祉支援計画策定委員会</p> <p>○ 支援計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。</p> <p>○ この支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わるができる機会を確保することが適当である。</p> <p>○ また、支援計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの</p>	<p><u>当該項目は、令和2年改正法により、法第6条第3項において、都道府県は、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施に対する支援を行うことが責務とされた。同改正に合わせて、法第108条第1項の都道府県地域福祉支援計画の記載事項についても、法第106条の3第1項各号に掲げる施策の実施にとどまらず、広く市町村の包括的な支援体制の整備の実施に対する支援を行うこととする改正を行っている。</u></p> <p>ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築</p> <p>イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案</p> <p>ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>⑥ その他</p> <p>○ 都道府県社会福祉協議会の活性化等</p> <p>(2) 支援計画の基本姿勢</p> <p>○ 地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等を置かないことが適当である。</p> <p>(3) 支援計画策定の体制と過程</p> <p>① 都道府県行政内部の計画策定体制</p> <p>○ 支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。</p> <p>そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。</p> <p>○ なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所が行うなど、都道府県の福祉事務所及び保健所が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。</p> <p>○ この他、支援計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、支援計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を支援計画の策定委員にすることなども考えられる。</p> <p>○ なお、都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。</p> <p>他の福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられる。</p> <p>② 地域福祉支援計画策定委員会</p> <p>○ 支援計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。</p> <p>○ この支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わるができる機会を確保することが適当である。</p> <p>○ また、支援計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの</p>
---	--

配慮が必要である。

③ 支援計画策定方針の決定等

- 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、本通知とそれぞれの都道府県の地域性を踏まえ、支援計画策定委員会において、市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当である。
- 市町村が地域福祉計画を策定するに当たり、都道府県から地域福祉を推進するためのどのような支援を受けることができるのかをあらかじめ知っておくことが望ましいことから、このガイドラインには、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示すことが適当である。
- なお、支援計画の策定に当たっては、市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村との間で十分な協議を行う必要がある。
- 市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も一様ではない。地域福祉計画の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことが期待される。
また、その他の社会福祉関係団体も、支援計画の策定に積極的に参加することが望まれる。

⑤ 広域による取組

- 地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合もあることから、支援計画においては、他の計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、市町村と相談の上、必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

⑥ 計画期間、評価及び公表等

- 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。
- 都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。
- 評価の際には、相談件数などの定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。
- 支援計画は、策定後速やかにその内容を公表し、国に提出することとする。国は、これを情報提供の素材とする。

⑦ 今般の法改正を踏まえた計画の見直し

- 今般の社会福祉法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（2018年（平成30年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
- ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

配慮が必要である。

③ 支援計画策定方針の決定等

- 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、本通知とそれぞれの都道府県の地域性を踏まえ、支援計画策定委員会において、市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当である。
- 市町村が地域福祉計画を策定するに当たり、都道府県から地域福祉を推進するためのどのような支援を受けることができるのかをあらかじめ知っておくことが望ましいことから、このガイドラインには、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示すことが適当である。
- なお、支援計画の策定に当たっては、市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村との間で十分な協議を行う必要がある。
- 市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も一様ではない。地域福祉計画の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことが期待される。
また、その他の社会福祉関係団体も、支援計画の策定に積極的に参加することが望まれる。

⑤ 広域による取組

- 地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合もあることから、支援計画においては、他の計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、市町村と相談の上、必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

⑥ 計画期間、評価及び公表等

- 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。
- 都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。
- 評価の際には、相談件数などの定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。
- 支援計画は、策定後速やかにその内容を公表し、国に提出することとする。国は、これを情報提供の素材とする。

⑦ 平成29年改正法及び令和2年改正法を踏まえた計画の見直し

- 平成29年改正法及び令和2年改正法により追加される記載事項については、本来、それぞれの改正法施行日（2018年（平成30年）4月1日、2021年（令和3年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
- ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

第四 重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン

(以下略)